

2026年（令和8年）8月26日

要 望 書

熊 本 県 知 事 殿
被災市町村の首長 殿

熊本県弁護士会
会 長 東 健 一 郎
(公印省略)

「市町村における災害関連死審査会の審査指針」の周知及び審査会の設置・運営について

令和8年熊本地震の発生以来、貴県及び被災市町村におかれましては、被災者の生命・生活の再建に向け多大なご尽力を重ねておられることに、深く敬意を表します。

今般、日本弁護士連合会は、過去の災害における審査の実情や裁判例を踏まえ、「市町村における災害関連死審査会の審査指針」（別添。以下「本指針」といいます。）を策定しました。

災害関連死の認定は、災害弔慰金のみならず、義援金等の支給や慰霊碑への刻銘等にも関わり、ご遺族に極めて大きな影響を及ぼすことから、公平かつ慎重で、法的にも適正な審査が求められます。

そこで、当会は、貴県及び被災市町村におかれまして、本指針をご活用いただき、特に次の事項についてご配慮いただくよう要望いたします。

1 審査の対象が「法律上の相当因果関係」であること

災害関連死の審査対象は、災害と死亡との間の医学的因果関係ではなく、法律上の相当因果関係の有無です。医学的に災害のみが死亡原因であることの厳密な証明を求めるのではなく、既往症、年齢、避難生活、生活環境の変化、精神的ストレス等の個別事情を幅広く考慮し、災害が死亡に与えた影響を総合的に判断することが重要です。

2 委員構成の確認と十分な合議

本指針は、審査が専門的な法律判断であることを踏まえ、弁護士3名、内科医1名、精神科医1名を含む構成を基本モデルとしています。平成28年熊本地震を契機として既に審査会を設置し、条例・規則等で委員構成を定めている

市町村におかれましても、本指針を踏まえ、現在の委員構成が適切か改めてご確認ください。

弁護士委員の確保が容易でない場合には、複数市町村での委員の兼務や合同審査会方式も有効です。当会も委員の推薦等に可能な限り協力しますので、県とも協議の上、実情に応じた体制をご検討ください。

また、審査に当たっては、各委員の専門的知見を踏まえて十分に議論し、単純多数決による拙速な判断とならないようご注意ください。

3 裁判例を踏まえた柔軟かつ適正な審査

審査基準は、法律上の相当因果関係の判断より過度に厳格なものとならないようご注意ください。特に、既往症や高齢、複数原因の競合、死亡者や家族の落ち度等のみを理由に直ちに因果関係を否定せず、個別事情に即した慎重な審査をお願いいたします。

また、審査会において積極的な資料収集・事実調査に努め、不支給決定の場合には、その具体的理由がご遺族に理解できる形で通知されるようご配慮ください。

4 継続的な広報と審査体制の整備

災害関連死は発災から長期間を経て生じ、又は申請されることがあります。申請の機会が失われないよう制度の継続的な広報を行うとともに、適正な委員報酬、必要に応じた複数審査会の設置、議事録の作成及び審査資料の長期保存等の体制整備をお願いいたします。

5 県による広域的な調整・支援

熊本県におかれましては、本指針を県内市町村に周知し、既設の審査会を含め、委員構成や審査基準等が本指針の趣旨に沿っているか確認するよう働きかけをお願いいたします。

また、弁護士委員の確保が困難な市町村については、委員の兼務や合同審査会方式も視野に、市町村と当会との協議の場を設けるなど広域的な調整にご協力ください。令和6年能登半島地震における石川県、被災市町村及び金沢弁護士会の連携も参考になります。

当会としても、審査会の設置・運営や弁護士委員の推薦等について、県及び被災市町村と連携し、できる限り協力いたします。

災害関連死の審査は、ご遺族にとって「その死が災害によるものであったのか」という極めて重い意味を持つ手続です。本指針の趣旨をご理解いただき、適正な審査にご対応くださいますようお願い申し上げます。

(別添) 「市町村における災害関連死審査会の審査指針」